

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	住登外者宛名情報の管理に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、住登外者宛名情報の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

郡山市長

## 公表日

令和8年2月24日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住登外者宛名情報の管理に関する事務
②事務の内容	住民基本台帳に記録されていない者(住登外者)について、住登外者を一意に特定するため、住登外者宛名番号を付番及び管理する機能(住登外宛名番号管理機能)を用いて、各業務システムにおける事務遂行上必要な宛名情報を管理する事務を行う。 ・一意に特定する住登外者宛名番号を付番する。 ・住登外者宛名番号に紐づく宛名情報の登録及び変更を行う。
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住登外者宛名情報管理システム
②システムの機能	住登外者宛名番号の付番及び宛名情報の異動管理を行う
③他のシステムとの接続	[    ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ○ ] 庁内連携システム [    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                [ ○ ] 既存住民基本台帳システム [ ○ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム [ ○ ] その他 ( 各事務システム )
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	庁内の各システム間のデータの連携
③他のシステムとの接続	[    ] 情報提供ネットワークシステム                      [    ] 庁内連携システム [    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                [ ○ ] 既存住民基本台帳システム [ ○ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム [ ○ ] その他 ( 各事務システム )
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)(宛名システム)
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。 2. 宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 4. 各事務システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（中間サーバー、各事務システム）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
住登外者宛名情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策開発部 DX戦略課
②所属長の役職名	DX戦略課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住登外者宛名情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市に住民登録がないが、本市における行政サービス等を実施するにあたり、システムへ宛名情報の登録が必要な対象者
その必要性	住民登録がないが、本市における行政サービス等を受ける対象者について、各業務遂行上必要な宛名情報を正確に管理するため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・連絡先情報 対象特定時の真正性確認をする必要があるために保有</li> </ul> ※国の定める標準仕様書に準拠している
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和8年3月1日
⑥事務担当部署	政策開発部DX戦略課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（住登外者宛名情報の利用をする部署） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（ <input type="checkbox"/> 民間事業者（ <input type="checkbox"/> その他（	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他（住民基本台帳ネットワークシステムでの閲覧）	
③使用目的 ※	住登外者宛名情報の新規作成・異動等の管理を行い、また、各業務システムにおいて効率的かつ適正に業務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	住登外者宛名情報の利用をする部署
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div> </div>
⑤使用方法	本人等が提出した申請書等または住民基本台帳ネットワークシステムから取得した基本4情報と個人番号を、住登外者宛名番号管理機能により、住登外者宛名情報の新規作成・異動管理を行う。	
	情報の突合	
⑥使用開始日	令和8年3月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	システムの運用及び保守	
①委託内容	システムの運用及び保守、法改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社福島情報処理センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 5 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 25 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日郡山市条例第81号)第5条第1項別表第3の10項第1欄に掲げる情報照会機関
①法令上の根拠	郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日郡山市条例第81号)第5条第1項別表第3の10項
②提供先における用途	郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日郡山市条例第81号)第5条第1項別表第3の10項第2欄に掲げる事務
③提供する情報	住登外者宛名情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内連携システム )
⑦時期・頻度	提供を求められる都度
移転先1	郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日郡山市条例第81号)第4条第1項別表第2の29項左欄に掲げる機関
①法令上の根拠	郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日郡山市条例第81号)第4条第1項別表第2の29項
②移転先における用途	郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日郡山市条例第81号)第4条第1項別表第2の29項中欄に掲げる事務
③移転する情報	住登外者宛名情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報登録及び情報照会の都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<b>【庁内における措置】</b> ・申請書等については、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。 <b>【住登外者宛名情報管理システムにおける措置】</b> ・入退室管理を厳重に管理する部屋に設置したサーバー内に保管する。 ・サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- 1 市区町村コード
- 2 宛名番号
- 3 履歴番号
- 4 最新フラグ
- 5 個人番号
- 6 氏名
- 7 氏\_日本人
- 8 名\_日本人
- 9 氏名\_外国人ローマ字
- 10 氏名\_外国人漢字
- 11 氏名\_振り仮名(フリガナ)
- 12 氏\_日本人\_振り仮名
- 13 名\_日本人\_振り仮名
- 14 通称
- 15 通称\_フリガナ
- 16 通称\_フリガナ確認状況
- 17 性別
- 18 生年月日
- 19 生年月日\_不詳フラグ
- 20 生年月日\_不詳表記
- 21 住所\_市区町村コード
- 22 住所\_町字コード
- 23 指定都市\_行政区等コード
- 24 住所\_都道府県
- 25 住所\_市区郡町村名
- 26 住所\_町字
- 27 住所\_番地号表記
- 28 住所\_方書
- 29 住所\_方書\_フリガナ
- 30 住所\_郵便番号
- 31 住所\_国名コード
- 32 住所\_国名等
- 33 住所\_国外住所
- 34 業務ID
- 35 独自施策システム等ID
- 36 名寄せ元フラグ
- 37 名寄せ先宛名番号
- 38 他業務参照不可フラグ
- 39 削除フラグ
- 40 操作者ID
- 41 操作年月日
- 42 操作時刻

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住登外者宛名情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【住登外者宛名情報管理システムにおける措置】 本人に関する必要な情報のみを記載するようチェックを行う。システムを登録する際に、対象者が住登外者であることを確認する。権限設定を行うことにより、登録及び更新を行う職員を限定している。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【住登外者宛名情報管理システムにおける措置】 国の定める標準仕様書に定めるデータしか保持しないため、必要のない情報とは紐づくことはない。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[    行っている    ]            <選択肢> 1) 行っている            2) 行っていない
具体的な管理方法	担当業務に必要な範囲でのみ登録及び更新が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、退職した職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	随時の調査報告、再委託の原則禁止、個人情報保護、資料の適切な管理、データ等情報資産の破棄及び返却、特定個人情報の取扱いに関する特記事項の提示(作業者の届出、取扱区域の特定、安全管理措置)、秘密保持契約の締結	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない          4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている          2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供及び移転は、郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日郡山市条例第81号)により規定されている場合のみ行う	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている          2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="checkbox"/> ] 接続しない(入手)	[ <input type="checkbox"/> ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ <input type="checkbox"/> 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり                              2) 発生なし	
その内容	①令和5年9月、委託先から派遣された当市マイナンバーカード申請窓口等の業務に従事する者が、市役所窓口において、マイナンバーカードの再申請を行った住民1名の氏名・生年月日・連絡先を私的利用目的でメモし、その後私的な連絡のやり取り及び直接面会を行ったことが令和6年3月に発覚。 ②令和6年3月、市内認可保育施設34施設と運営法人4か所の計38か所へ、令和5年度障害児保育補助金についての事務連絡を送信。その際、宛先設定のあるメールを再利用し、古い添付データ(氏名、生年月日、障害手帳の交付の有無が記載された3名分の名簿)を削除せず送信。 ③令和6年11月、市が主催する事業において、受託事業者及び再委託先事業者が、本市宛てに電子メールを送信する際、そのメールアドレスが誤っていたことが判明。このメールには、516件の個人情報が記載されたデータが添付されていた。 ④令和6年11月、市が主催する事業において、当該事業を受託した受託事業者から再委託を受けた再委託先事業者が使用する、再委託先事業者のサーバー管理事業者が使用するサーバーが、ランサムウェアの被害を受けていることが発覚。サーバー内には当該事業参加申込者の個人情報1,513件が含まれていた。 ⑤令和6年12月、3歳児健康診査精密検査の受診に係る文書を発送したところ、2件の間で文書の誤封入が発生。		

	再発防止策の内容	<p>①委託先から提出された教育実施報告の適正性を確認し、契約に基づく指示・監督の徹底。毎月1回、業務責任者が抜き打ちで個人情報の取り扱い手順が運用どおりに行われているかチェック表で確認し、結果を市に報告することとした。</p> <p>②原則、過去のメールの再利用を禁止し、個人情報が含まれるメールを送信する際には、送信前に内容を複数名でチェックし、実行することとした。なお、個人情報を取り扱う際の職員の意識について、繰り返し注意喚起を行い、再発防止の徹底に努める。</p> <p>③メールの取扱いに係る情報セキュリティ対策基準に基づいた適正な管理を徹底。委託先に対し、原因分析を行うとともに、複数人による二重チェックを徹底するなど、適正な個人情報の取扱いを徹底するよう指導。</p> <p>④委託先事業者に対し、情報セキュリティ対策等の周知、徹底を図ることについて指導するとともに、受託事業者、再委託先事業者に対しても情報セキュリティ対策等の安全管理措置が講ぜられていることの確認及び徹底を指導し、適正な事務処理と再発防止に努める。</p> <p>⑤文書封入時は特に慎重に確認作業を行うよう係員への注意喚起を実施。文書を送付する際の複数の職員での確認の徹底及び確認方法の手順の明文化を図る。</p>
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 内部監査      [    ] 外部監査
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J-LISが提供するリモートラーニングによる情報セキュリティ及び個人情報保護研修の受講</li> <li>・情報セキュリティ担当部署が提供する情報セキュリティ研修の受講</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口:政策開発部広聴広報課(市政情報センター)024-924-3511
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 政策開発部DX戦略課024-924-2511
②対応方法	問い合わせ受付票を準備し、対応記録を残す。必要に応じて、庁内横断的な連絡を行う。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年2月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

